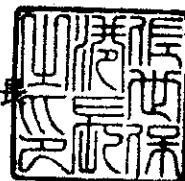


港長公示第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の投錨を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和8年4月21日

佐世保港長



爆発物発見に伴う投錨の禁止について

佐世保港において、爆発物が発見されたため、下記のとおり船舶の投錨を禁止する。

記

1 期 間

令和8年4月21日（火）午後11時30分から爆発物が撤去されるまでの間

2 区 域（下図参照）

北緯33度7分22秒 東経129度44分1秒を中心とする半径300メートルの円で囲まれる海域

3 備 考

発見位置海面に簡易灯火（黄色4秒1せん光）を設置している。

